

第1章 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原災法第2条第3項の規定による女川原子力発電所に係る原子力事業者（東北電力株式会社）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）第59条第1項の規定による原子力事業者等から運搬を委託された者の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質等の貯蔵、使用及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、登米市、宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 登米市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、登米市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ複合災害などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2 登米市地域防災計画【風水害等災害対策編、震災対策編】との整合性

この計画は、「登米市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「登米市地域防災計画（風水害等災害対策編、震災対策編）」に拠る。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正する等、原子力災害対策の確立に万全を期す。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関並びに市民に対し周知徹底を図る。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

登米市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、過酷事故によるものを含む。

1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態

過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素及びこれらに付随して放出されるエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）が挙げられる。

これらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなるものの、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。

また、複合災害の発生により原子炉施設が損傷した場合などには、原子力発電所から液体中に含まれた放射性物質が容易に海水中に流出し、生態系に影響する可能性があるため、原子力事業者はこれを阻止するための対策をとる必要がある。

2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態

原子力発電所において過酷事故等が発生した場合は、原子炉施設から放出される放射性物質及び原子炉施設内の放射性物質から放出される放射線による被ばくなどの原子力災害が発生するため、適切な措置により被ばくの低減化を図り、被害の拡大を防止する必要がある。

(1) 放射性物質及び放射線による被ばく

- ① 外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子炉施設から放出される放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質からのガンマ線によって生じる。
- ② 内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込まれた放射性物質から体内組織（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によって生じる。

(2) 被ばくの低減化措置

- ① 放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質による外部被ばく線量は、その放射性物質の濃度及び放射性プルームによる影響の継続時間に比例するため、気密性や放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び卓越した風向等を考慮し、放出源の風下軸から遠ざかることが有効である。

- ② 飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、速やかに飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。

3 緊急事態における判断基準

原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行う。緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係は表1-5-1のとおり。

緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断は緊急時活動レベルで行うこととなる。これは、表1-5-2のとおり、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で設定され、原子力事業者防災業務計画に反映される。原子力事業者は、緊急時活動レベルに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。

表1-5-1 緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係

緊急事態区分	概要	原災法等との関係
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	警戒事象に対応
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	特定事象に対応 (原災法第10条)
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)

(2) 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

防災関係機関は、環境への放射性物質放出後において、主に、確率的影響のリスクを低減するための防護措置に係る判断基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表1-5-3のとおり設定された運用上の介入レベルに基づき防護措置を行う。

* 緊急事態区分の判断及び防護措置実施の基準等（資料3-2-6）

表 1-5-2 緊急事態区分と EAL の枠組み

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
原子炉停止機能	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。		原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
原子炉冷却機能 (冷却材漏えい)	原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。
原子炉冷却機能 (給水・注水)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。
原子炉冷却機能 (残留熱除去)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
原子炉冷却機能 (炉心損傷)			炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
電源供給機能 (交流電源)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。
電源供給機能 (直流電源)		非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
原子炉停止中水位	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。
使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
格納容器圧力逃がし装置の使用		原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	
格納容器機能		原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
放射性物質の閉じ込めに関する機能 *右欄において“障壁”とは、燃料被覆管、原子炉冷却系配管、格納容器等の放射性物質を閉じ込める機能のことを指す。	燃料被覆管障壁*若しくは原子炉冷却系障壁*が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁*若しくは原子炉冷却系障壁*が喪失すること。	燃料被覆管の障壁*が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁*が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁*及び原子炉冷却系の障壁*が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁*若しくは原子炉冷却系の障壁*が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁*が喪失すること。	燃料被覆管の障壁*及び原子炉冷却系の障壁*が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁*が喪失するおそれがあること。
原子炉制御室	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	
火災又は溢水	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
外的事象及び その他事象	<ul style="list-style-type: none"> ・当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
周辺監視区域 放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により $1 \mu S v / h$ 以上を検出※	原子力事業所の境界付近において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令で定める基準（原災法第11条第1項の規定による放射線測定設備で $5 \mu S v / h$ ）以上を検出	原子力事業所の境界付近において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令で定める基準（左記の設備及び原災法第15条第1項第1号の規定による放射線測定設備で $5 \mu S v / h$ ）以上を検出
周辺監視区域 放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合

※ 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの

(注) この計画において、各緊急事態区分に該当する事象については、原災法等の枠組みに基づき、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態をそれぞれ警戒事象・特定事象・原子力緊急事態と表現することがあるほか、警戒事態等に対して警戒事象等と表現することがある。

実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のものに適用される基準

緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。
外的事象及び その他事象	<ul style="list-style-type: none"> ・当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
周辺監視区域 放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により $1 \mu S v / h$ 以上を検出※	原子力事業所の境界付近において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令で定める基準（原災法第11条第1項の規定による放射線測定設備で $5 \mu S v / h$ ）以上を検出	原子力事業所の境界付近において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令で定める基準（左記の設備及び原災法第15条第1項第1号の規定による放射線測定設備で $5 \mu S v / h$ ）以上を検出
周辺監視区域 放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合

※ 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの

表 1-5-3 運用上の介入レベル

基準の種類	基準の概要		初期設定値 ^{※1}		
	防護措置の概要				
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		
		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)			
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)		
		避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	β 線：13,000cpm ^{※3} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)		
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※4} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		
		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。			
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準		0.5 μ Sv/h ^{※5} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	
		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。			
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※6}
		1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ各種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg			

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。

OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率
- ※4 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であつて、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※5 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

防災関係機関が防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等を行う、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている以下の目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めることとされている。

① 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）の考え方

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設からおおむね半径5km」が目安となる。

② 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone）の考え方

確率的影響のリスクを低減するため、先述のEAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域で、「原子力施設からおおむね半径30km」が目安となる。

この考え方を踏まえ、本市において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は下表のとおりとする。

緊急防護措置を準備する区域（UPZ）	
豊里町域	上町、新町、横町、浦軒、仲町、川前、下町、東二ッ屋、西二ッ屋、上谷地、十五貫、大曲、竹花、保手、庚申、長根、加々巻、山根、白鳥、鴫波
津山町域	東下在、西下在、平形、元町第一、元町第二、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、宮町、小川町、石貝、入沢、黄牛町、横山1区、横山2区、横山3区、横山4区、横山5区、横山6区、横山7区、横山8区、横山9区、横山10区、横山11区

また、宮城県において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村は、女川町、石巻市（以下「所在市町」という。）、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町（以下「関係周辺市町」という。所在市町と関係周辺市町を併せて「関係市町」という。）であり、県及び関係市町は連携して原子力災害に対応する。

第6節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置

防災関係機関は本章第6節で規定するPAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速に進展する事故においても放射線による重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、第5節第3項第1号で規定する緊急事態区分に基づき、避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。

なお、事態の規模や時間的な推移に応じて、国、又は県の指示又は独自の判断によりPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施する。

また、全面緊急事態に至り、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、本章第6節で規定するUPZにおいて、予防的な防護措置（屋内退避）を原則として実施する。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

防災関係機関は、放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、第5節第3項第2号で規定するOIL（運用上の介入レベル）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、登米市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、登米市地域防災計画（風水害等災害対策編）第1章3節に定める「各機関の役割と業務大綱」を基本に次のとおりとする。

1 登米市

事務又は業務の大綱
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する教育に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 住民等に対する情報連絡設備の整備に関すること。 (6) 防護資機材の整備に関すること。 (7) 防災対策資料の整備に関すること。 (8) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (9) 警戒本部の設置・運営に関すること。 (10) 災害対策本部の設置・運営に関すること。 (11) 原子力災害合同対策協議会の運営への協力及び同協議会における協議に関すること。 (12) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 (13) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (14) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。 (15) 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。 (16) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 (17) 放射性汚染物の除去及び除染作業に対する協力に関すること。 (18) 各種制限措置等の解除に関すること。 (19) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。

2 登米市消防本部

事務又は業務の大綱
(1) 住民等に対する広報に関すること。 (2) 住民の退避等の誘導に関すること。 (3) 一般傷病者の救急搬送に関すること。 (4) 被ばく者の救急搬送に関すること。 (5) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。 (6) 関係消防本部との連絡調整に関すること。

3 登米市水道事業所

事務又は業務の大綱
(1) 飲料水の摂取制限地域に対する給水対策に関する事。

4 登米市教育委員会

事務又は業務の大綱
(1) 幼児、園児及び児童生徒に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関する事。
(2) 幼児、園児及び児童生徒の安全対策に関する事。
(3) 災害時における退避等に係る施設の提供に関する事。

5 宮城県

事務又は業務の大綱
(1) 通信体制の整備・強化に関する事。
(2) 防災対策資料の整備に関する事。
(3) 防護資機材の整備に関する事。
(4) 環境モニタリング設備・機器類の整備に関する事。
(5) 原子力災害医療設備等の整備に関する事。
(6) 防災業務関係者に対する教育に関する事。
(7) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。
(8) 原子力防災訓練の実施に関する事。
(9) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事。
(10) 原子力災害警戒本部の設置・運営に関する事。
(11) 宮城県災害対策本部の設置・運営に関する事。
(12) 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関する事。
(13) 自衛隊の派遣要請に関する事。
(14) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。
(15) 緊急時モニタリングに関する事。
(16) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関する事。
(17) 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事。
(18) 原子力災害医療措置に関する事。
(19) 放射性汚染物の除去及び除染に関する事。
(20) 各種制限措置の解除に関する事。
(21) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関する事。
(22) 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事。

6 登米警察署・佐沼警察署

事務又は業務の大綱
(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 (2) 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。

7 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 (2) 警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。 (3) 関係職員の派遣に関すること。 (4) 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 (4) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集と通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北農政局	(1) 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 (2) 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	(1) 林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。
東北地方環境事務所	(1) 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関等との連絡調整に関すること。
東京航空局仙台空港事務所	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 緊急時における飛行場使用の総合調整に関すること。
第二管区海上保安本部	(1) 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入り制限等の指示に関すること。 (2) 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 (3) 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
仙台管区気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること。 (3) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
東北総合通信局	(1) 電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。
宮城労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。
東北地方整備局	(1) 所管する道路の道路管理に関すること。 (2) 直轄河川区域内の河川管理に関すること。
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。
国土地理院東北地方測量部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 (2) 復旧測量等の実施に関すること。

8 自衛隊(陸上自衛隊第22即応機動連隊)

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第22即応機動連隊 航空自衛隊 第4航空団 海上自衛隊 横須賀地方総監部	(1) 災害応急救援活動に関すること。 (2) 海上及び空からの緊急時モタリングに対する協力に関すること。

9 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北グループ	(1) 国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。
東日本電信電話株式会社宮城事業部	(1) 通信の確保に関すること。
株式会社NTTドコモ東北支社	(1) 通信の確保に関すること。
KDDI株式会社東北総支社	(1) 通信の確保に関すること。
ソフトバンク株式会社	(1) 通信の確保に関すること。
日本赤十字社宮城県支部	(1) 医療救護に関すること。 (2) 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 (3) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (4) 義援金の受付に関すること。 (5) その他災害救護に必要な業務に関すること。
日本放送協会仙台放送局	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	(1) 救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。 (2) 災害時の応急輸送対策に関すること。
東日本高速道路株式会社東北支社	(1) 高速道路の交通確保に関すること。
日本銀行仙台支店	(1) 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関すること。
東北電力株式会社	(1) 原子力施設の防災管理に関すること。 (2) 関係機関に対する情報の提供に関すること。 (3) 従業員等に対する教育・訓練に関すること。 (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 (5) 通信連絡設備の整備に関すること。 (6) 緊急時モニタリングに関すること。 (7) 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保に関すること。

10 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送機関 ・東北放送株式会社 ・株式会社仙台放送 ・株式会社宮城テレビ放送 ・株式会社東日本放送 ・株式会社エフエム仙台	(1) 原子力に係る知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
公益社団法人宮城県医師会	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。
公益社団法人 宮城県トラック協会 (登米・本吉支部)	(1) 災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。
宮城県道路公社	(1) 高規格道路の交通確保に関すること。
株式会社ミヤコーバス	(1) 災害時における緊急避難輸送に関すること。 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達に関すること。 (3) 災害非常時における無線通信による情報伝達に関すること。
一般社団法人宮城県LPガス協会(登米LPガス協議会)	(1) 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保に関すること。

11 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
みやぎ登米農業協同組合 南三陸農業協同組合	(1) 農畜産物の汚染調査等に対する協力に関すること。 (2) 汚染農畜産物の出荷制限その他防災関係機関の指示等に基づく応急対策に関すること。
宮城県農業共済組合迫支所	(1) 農業被害の調査、査定に関すること。 (2) 災害対策営農指導に関すること。 (3) 病虫害の駆除、家畜防疫に関すること。
登米中央商工会 みやぎ北上商工会 登米みなみ商工会	(1) 災害時における必要物資等のあっ旋に関すること。
登米市内土地改良区	(1) 防災関係者が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。
登米市社会福祉協議会	(1) 防災関係者が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。
一般社団法人登米市医師会	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
登米市歯科医師会	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。
登米市薬剤師会	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。
公益社団法人宮城県獣医師会仙北支部	(1) 防疫対策に関すること。 (2) その他保健環境対策に関すること。 (3) ペット及び家畜の災害対策に関すること。
佐沼地区交通安全協会 登米地区交通安全協会	(1) 災害時の交通規制及び交通秩序の確保への協力に関すること。
登米市防犯協会	(1) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持への協力に関すること。
登米市建設職協同組合	(1) 災害時の建設・復旧活動の協力に関すること。
登米市管工事業協同組合	(1) 災害時における応急復旧、応急給水体制、水道施設の巡視体制に関すること。
宮城県建築士会登米支部	(1) 災害時における被災建築物の応急危険度判定事務の協力に関すること。
登米市内森林組合	(1) 林産物の汚染調査等に対する協力に関すること。 (2) 汚染林産物の出荷制限その他防災関係機関の指示等に基づく応急対策に関すること。
宮城県石油商業組合登米支部	(1) 液体燃料の確保・供給に関すること。
登米市バス協議会	(1) 災害時における緊急避難輸送に関すること。
株式会社登米コミュニティエフエム	(1) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
市内建設業協会	(1) 災害時における建設物等の応急復旧に関すること。

第 8 節 関係機関による応援協力

原子力防災対策は、一般的な災害に共通又は類似する対策に加えて、その対策に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の対策と併せて、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、近隣市町と連携して災害応急対策活動に当たるとともに、防災関係機関相互の応援協力体制の確立を図る。

* 広域的な応援協力体制（資料 1 - 8 - 1）

第9節 原子力防災体制等の整備

登米市防災会議は、登米市地域防災計画〔原子力災害対策編〕を策定するとともに、原子力防災対策の整備推進及び緊急時における効果的な応急対策の実施に関して助言を得る。

また、市は原子力災害に関する情報を常に把握するため、県、原子力事業者等からの情報収集に努めるなど、防災関係機関との密接な連携を保ち、原子力防災体制の整備強化を図る。

*登米市防災会議条例及び登米市防災会議規程（資料1－9－1）